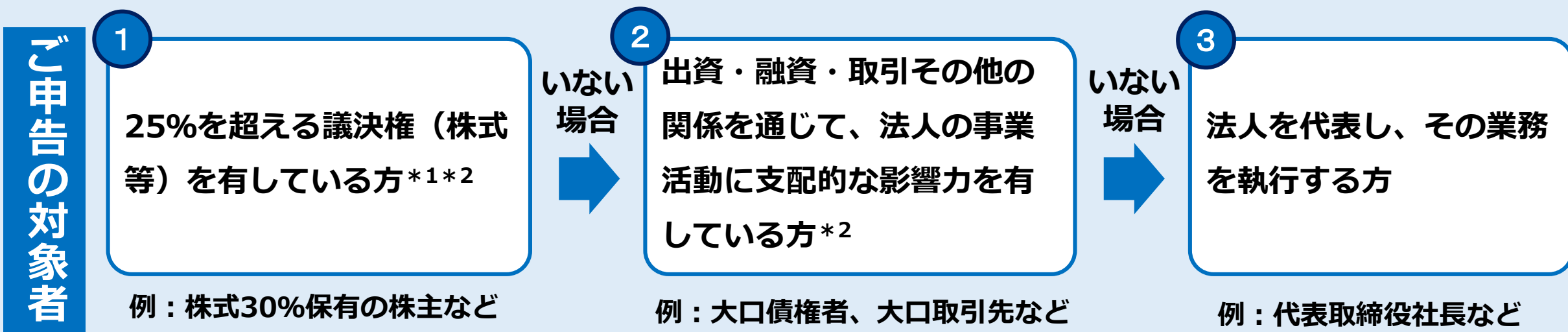


# 法人の実質的支配者の確認方法

当社では、法人のお客さまにつきまして、ご契約時等に事業内容とともに実質的支配者に該当する方を確認させていただいておりますが、これに加えて、**実質的支配者に該当する方にご変更がないか定期的に確認**させていただいております。

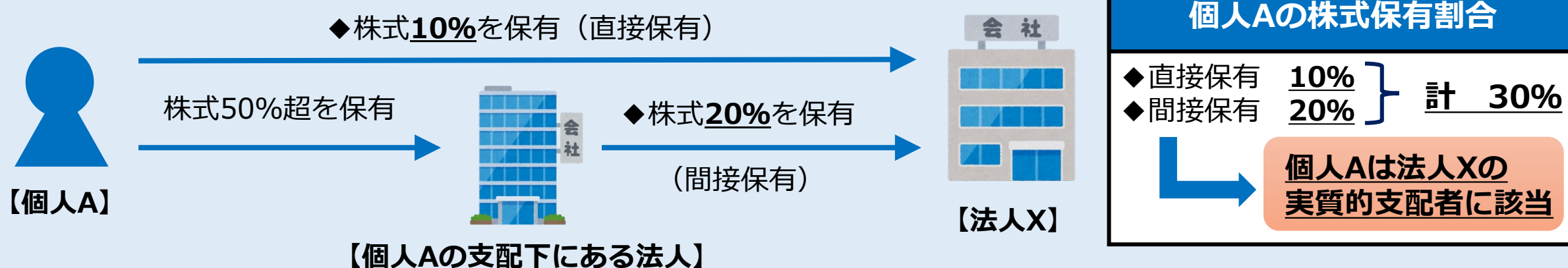
## 実質的支配者に該当する方

### A お客さまが**資本多数決法人（株式会社、有限会社など）**の場合



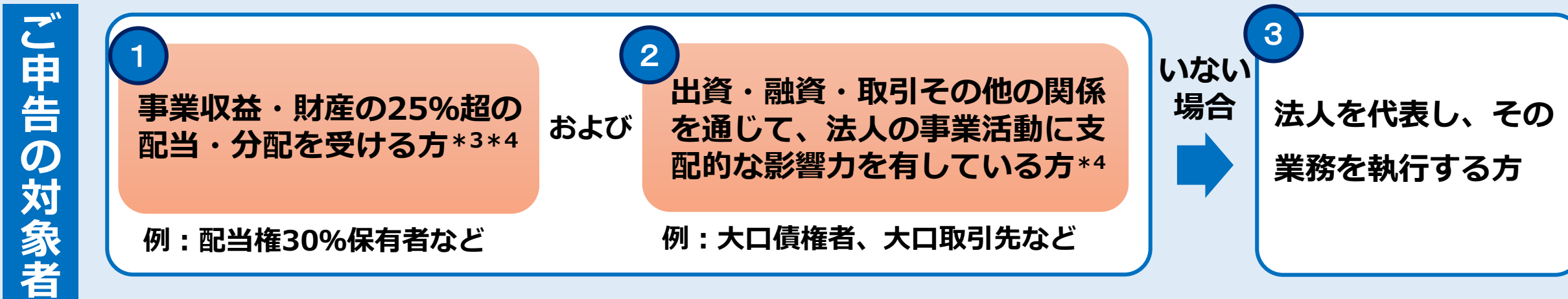
議決権（株式等）の保有割合「直接保有の割合+間接保有の割合」が25%超の方をご申告ください。  
「間接保有」とは、個人が自らの支配法人（50%を超える議決権（株式等）を保有する法人）を通じて、法人の議決権（株式等）を保有することです。

#### <参考> 議決権（株式等）の保有割合の考え方



- \*1 ①に該当する方1名の議決権（株式等）の保有割合が50%を超える場合は、その方のみについてご申告ください。
- \*2 ①②に該当する方が複数いる場合は、それらすべての方についてご申告ください。  
また、①②に該当する方が事業経営を支配する意思または能力を有していないことが明らかな場合（病気で入院している、形式上・名義上議決権（株式等）を保有しているなど）は、当該個人以外の方についてご申告ください。

### B お客さまが**資本多数決法人以外（持分会社、社団法人、財団法人、宗教法人など）**の場合



- \*3 ①に該当する方1名の配当権等の保有割合が50%を超える場合は、その方のみについてご申告ください。
- \*4 ①に該当する方と②に該当する方がそれぞれいる場合は、それらすべての方についてご申告ください。  
①②に該当する方が複数いる場合は、それらすべての方についてご申告ください。  
また、①②に該当する方が事業経営を支配する意思または能力を有していないことが明らかな場合（病気で入院している、形式上・名義上配当権等を保有しているなど）は、当該個人以外の方についてご申告ください。